

高 福 第 8 2 2 号
令和2年11月11日

各高齢者施設 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
岸田 正寿（公印省略）

高齢者施設における感染防止対策の徹底について

本県の高齢者行政の推進に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染者が増加傾向にある中、10月末以降、県内の高齢者施設で大規模なクラスターが複数発生しています。

介護が必要な高齢者の生活を支えるためには、高齢者施設での介護サービスの継続的な提供が不可欠です。改めて、下記の点に御留意いただき、感染防止対策の一層の徹底をお願いします。

記

1 県内の高齢者施設・事業所の感染発生件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月 (10日現在)	計
施設数	14	3	2	16	30	10	12	14	109
内、5人以上 発生施設	1			2	1	1	3	2	10

2 感染防止の留意点

(1) これまでの発生事例から、特に感染発生初期の対応に次のような課題が見られましたので御留意ください。

- ・介護職員に発熱症状があったが、解熱後すぐに職場復帰させていた。
⇒解熱後、確実に24時間以上経過し、咳などの呼吸器症状が改善されるまでは出勤停止とすること。
- ・入所者に発熱等があったが基礎疾患によるものと判断し、検査が遅れた。
⇒発熱等の症状があった場合は新型コロナウイルス感染を疑い、嘱託医や主治医に速やかに相談すること。

- (2) 令和2年10月15日付け、厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(一部改正)を再度御確認ください。⇒県HP「さいたま介護ねっと」
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/documents/1ryuitenkaisei.pdf>

【概要】

①施設における取組

(感染症対策の再徹底)

- 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意
- 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努める
- 人と人との距離をとること、マスク着用、咳エチケット、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や地域の状況も踏まえて予防に取り組む
- 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進
- 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現2日前からの接触者リスト、利用者の体温や症状が分かるケア記録、勤務表、施設内に出入りした者の記録等を準備

(面会及び施設への立ち入り)

- 面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、緊急やむを得ない場合を除き制限する等の対応を検討すること。具体的には、地域の発生状況等を踏まえ、管理者により制限の程度を判断し、実施する場合には、適切な感染防止対策を行った上で実施すること。引き続きオンラインでの実施も考慮。
- 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断る
- 面会者や業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録

(外出)

- 入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは不必要に制限すべきではなく、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。

②職員の取組

(感染症対策の再徹底)

- 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」、「介護現場における感染対策の手引き」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底
- 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底
- 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応
- 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底

③リハビリテーション等の実施の留意点

(感染症対策の再徹底)

- ADL維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要
- 可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底

担当 施設・事業者指導担当

TEL：048-830-3247

FAX：048-830-4781

メール：a3240-07@pref.saitama.lg.jp